

物価高騰対策林業生産機械等導入支援事業費補助金 公募要領

1 事業の目的

この補助金は、「佐賀県物価高騰対策林業機械等導入支援事業費補助金交付要綱」に基づき、物価・エネルギー価格高騰の影響を受ける県内林業・木材産業関連事業者等において、機械導入等を支援し、県産木材・特用林産物の生産拡大・生産性向上を図るものです。

2 補助対象者

(1) この補助金の補助対象者は、佐賀県内で林業・木材産業関連事業を営む事業者であって、以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する事業者とします。

(ア)「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」(昭和27年佐賀県条例第52号)による木材業および製材業の登録を受けた者のうち素材の生産や森林の整備を行う者。

(イ) 特用林産物生産者で組織する団体。

(2) 上記(1)に該当する事業者であっても、以下の①から②のいずれかに該当する事業者は、応募できる対象から除外されます。

① 応募する事業者若しくは自社の役員等が、以下の(ア)から(キ)に該当する事業者(佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第9号に規定する「排除措置対象法人等」に関する規定)。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

② ①の(イ)から(キ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である事業者(佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第9号に規定する「排除措置対象法人等」に関する規定)。

本事業の応募者は、応募書類提出時に①及び②については誓約書を提出していただきます。

3 補助要件、補助率及び補助金額

補助の要件、補助率及び補助金額については、下表のとおりです。

要件	<p><①高性能林業機械等整備></p> <p>対象機械は以下のとおり。</p> <p>ハーベスタ、ロングリーチハーベスタ、IoT ハーベスタ、フェラーバンチャ、フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット、プロセッサ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、グラップルソー、フォーク収納型グラップルバケット、ロングリーチグラップル、フォワーダ、林業用ダンプトラック、搬器、集材機、その他知事が必要と認めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械導入によって県産木材生産量の増加が図られること。 ・県産木材生産量の現状値が年間 500 m³以上もしくは目標年度において確実に 500 m³以上の県産木材生産量を達成できること。 ・現在保有している機械を更新する場合は、性能が向上する機種に限る。 <p>なお、性能が向上する場合とは、処理能力の向上、機械導入後の施業の効率化、大型化、燃費の向上などが図られることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後の達成状況報告において、伐採及び伐採後の造林の届出の写しを添付し、伐採後の再造林への取組を確実にを行うものとする。 <p><②特用林産物生産施設等整備></p> <p>対象機械は以下のとおり。</p> <p>乾しいたけ専用乾燥機その付帯施設、林内運搬車、包装機、散水装置、スライサー、選別機、誘蛾灯、ビニールハウス、その他知事が必要と認めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状より生産コストの低減、生産性、品質の向上が図られること。 ・原木乾しいたけの生産量の現状値が年間 150kg 以上の生産者においては、目標年度まで生産量を維持すること。150kg 未満の生産者においては、目標年度の生産量を 10%以上伸ばすこと。(生しいたけの重量は 1/10 を乗じて乾しいたけ重量に換算する) ・県内の産業と密接に関係していること。 ・新規生産者は、目標年度までほだ木を 500 本/年生産すること。
補助率	<p>① : 3分の2以内 (認定事業者以外 (注1) の場合 : 2分の1以内)</p> <p>② : 2分の1以内</p>
補助金の額 (千円未満切捨て)	<p>補助対象経費 (税別) の合計 × 補助率</p> <p>※免税事業者においては、補助対象経費 (税込) の合計 × 補助率</p>

(注1) 林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成8年法律第45号) 第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、知事の認定を受けた事業者をいう。

4 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、原則、交付決定の日から令和9年2月19日(金曜日)までとします。

事業が完了したときは、その日から起算して30日以内を経過した日又は上記補助事業実施期限のいずれか早い日までに補助金実績報告書を提出しなければなりません。期日までに事業が完了する見込みがない事業計画は補助事業として認められません。

5 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、佐賀県内で実施する事業であって、物価・エネルギー価格高騰等厳しい経営環境の中、機械導入による生産活動の効率化を図ることで、県産木材・特用林産物の生産拡大・生産性向上を目的とする取組とします。

6 補助対象経費及び取組例

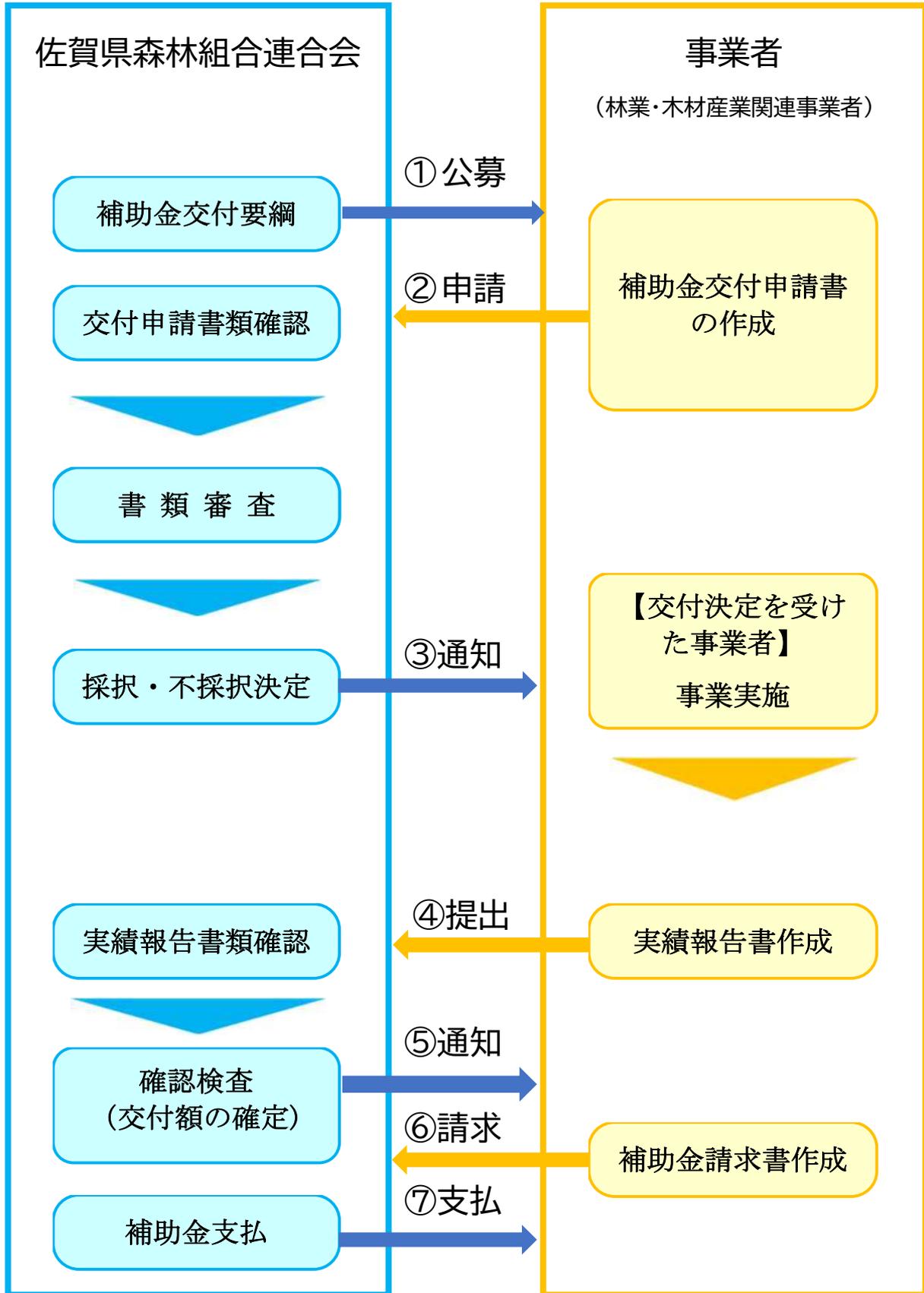
経費区分	内容
機械器具費	<ul style="list-style-type: none">・ 本機購入費・ 附属機械器具購入費・ 事業雑費 <p>* 1 事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。</p> <p>* 2 中古設備については対象となりません。</p>
その他	上記に掲げるもののほか、佐賀県森林組合連合会代表理事会長が事業実施のために必要と認める経費

以下に該当する事業計画である場合には、不採択又は交付取消となります。

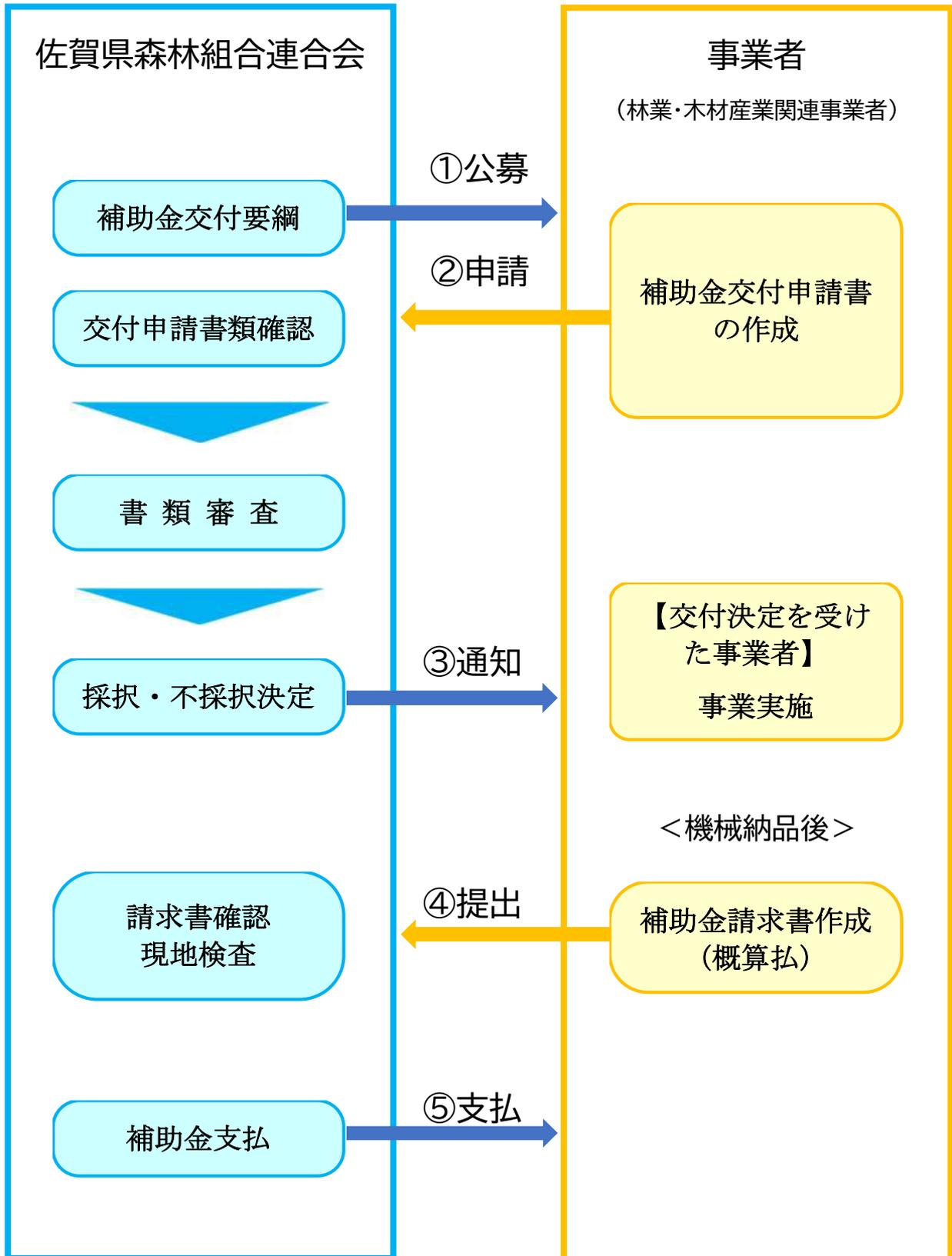
- ① 公募要領にそぐわない場合
- ② 国及び県の他の補助事業の採択や支援を受けている場合
- ③ 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような場合
- ④ 公序良俗に反する場合
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者による場合
- ⑥ 重複案件
 - ・ 同一事業場が当該補助金に複数申請を行った場合の2件目以降の申請分
- ⑦ 申請時に虚偽の内容を含む場合
- ⑧ その他申請要件を満たさない場合

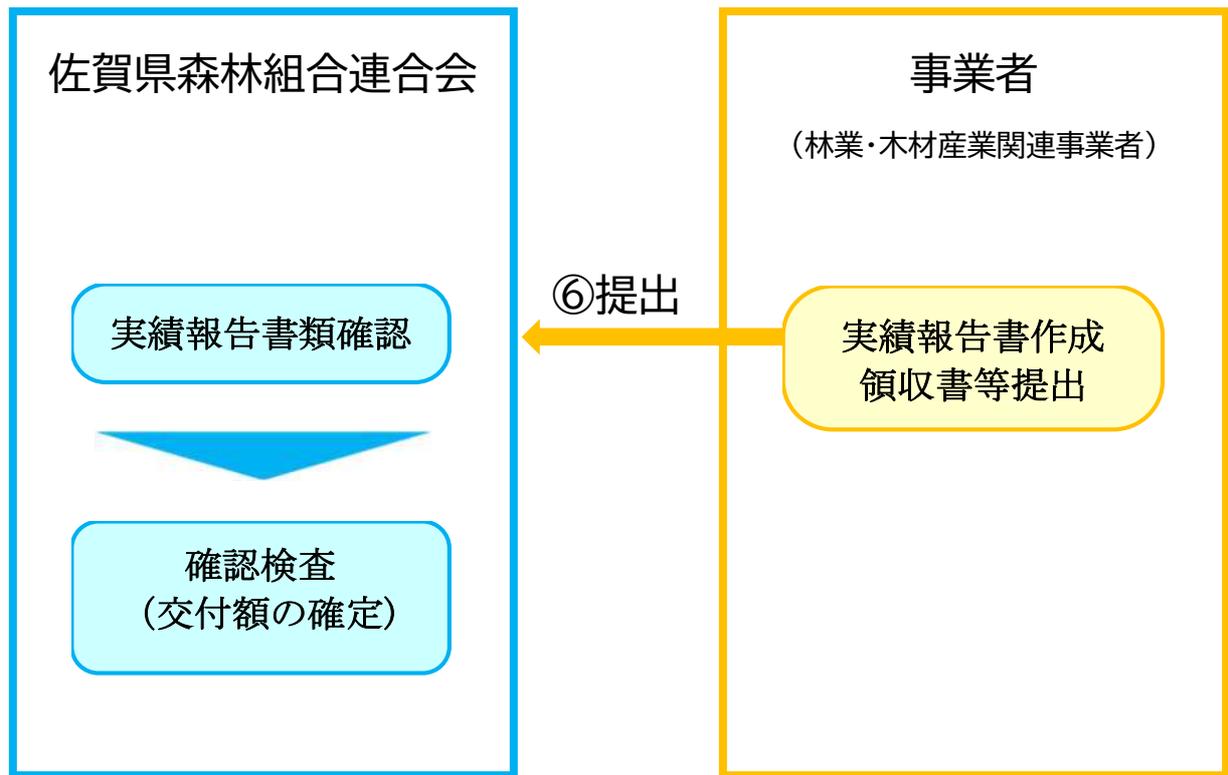
7 事業のスキーム

(事業完了後に補助金を請求する(完了払)場合)



(事業完了前に補助金を請求(概算払)する場合)





※必要に応じて、随時、実施検査等を実施

8 応募手続き等の概要

(1) 提出期間

① 1次募集

令和8年3月12日（木曜日）～4月3日（金曜日）

※1次募集で採択数上限に達しなかった場合、2次募集を行います。

(2) 申請方法

①申請書は、持参、郵便、宅配便により下記の住所に提出してください。

②電子メールでの受付は行っていません。

③郵便、宅配便については令和8年4月3日までに到着した書類を受理します。

④下記の提出先へ郵便物の追跡ができる方法（簡易書留など）でご提出ください。

<提出先>

（高性能林業機械等整備・特用林産物生産施設等整備）

〒840-0027

佐賀県佐賀市本庄町大字本庄 278-4

佐賀県森林組合連合会 宛

(3) 審査結果の通知

・補助金の採択審査は、提出資料に基づき、佐賀県森林組合連合会（以下、「連合会」という。）において行います。

・申請者全員に採択・不採択の結果を連合会から通知します。

※採択審査結果の内容についてのお問い合わせには応じかねます。

(4) 審査結果の公開

・透明性確保の観点から、採択決定を行った補助事業者名及び事業計画について、連合会のホームページにおいて一定期間公開します。

(5) 留意点

・提出書類等の返却はしませんので、申請者側でコピーを取るなど控えを保管してください。

・内容審査や交付決定にあたって、事業内容に関する確認を行うため、又は添付書類の不足や書類の不備などの追加・修正を依頼するために連合会から連絡させていただく場合があります。そのため、申請書の連絡先（電話番号）は、必ず連絡がとれる番号を記載してください。

9 経費の見積り

事業に要する経費の見積りを徴取する際には下記に留意してください。

・見積書及び請求書については、「〇〇一式」とせずに、可能な限り明細が分かるものとしてください（例：工事の場合は工事費内訳書（中項目まで）、その他作業等が生じる場合は、人件費単価や工数など作業量がわかるもの）。

・物品の購入等にあたっては、「佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）」

に基づき、佐賀県内の事業者を優先的に活用するように努めてください。県外の事業者から調達するときは、「県外企業と契約する理由書」（任意様式）を提出していただきます。

- ・補助事業を行う場合、原則として2者以上の見積書を取得してください。
- ・交付決定後、補助事業の着手時には、補助金額算定のために一度取得した見積書であっても、再度見積書を取得するようにしてください。

10 物品等の発注及び支払

物品等の発注及び支払いにあたっては下記に留意してください。

- ・発注にあたっては売買契約や請負契約等の契約を締結することに努めてください。
ただし、契約を締結することが困難又は不相当である場合は、契約書に代えて請書、見積書によることができます。
- ・支払いの際は、他の支払いとは区別して行い、金額や経費内訳がわかるようにしてください。
- ・振込手数料や代金引換手数料は補助対象となりませんので、必ず自ら負担し支払うようにしてください。相手先が負担した場合は、手数料額を値引きした額が補助対象となります。
- ・銀行振込の場合、支払口座名義は補助事業者名義（法人の場合は法人名）としてください。
- ・支払いを証する書類（振込依頼書、振込画面のコピー、領収書等）を必ず取得するようにしてください。

11 提出書類

応募する際は、次の関係書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書（交付要綱 様式第1号）…………… 1部
- ② 設定した個別指標の現状値を証明する資料…………… 1部
※現状値（直近3か年の実績平均値）を証明する資料（任意様式）
- ③ その他添付資料…………… 各1部
 - ・事業内容と金額の根拠が確認できる資料（見積書、カタログ等）（※1）
 - ・県外企業と契約する理由書（必要に応じて）（※2）
 - ・暴力団に関する誓約書（交付要綱 別紙1）

※1 補助対象経費となるのは1件当たりの見積金額が10万円（税抜）以上のものに限るため、すべてにおいて2者以上の見積書を取得してください。2者以上の見積書が取得できない場合は、理由書の提出が必要です。【様式は任意様式】

※2 佐賀県外企業に発注する場合は、理由書の提出が必要です。【様式は任意様式】

（注）事業内容を確認するため、必要に応じて定款や決算書の提出を求める場合があります。その他、別途指示するものについて、資料提出を求める場合があります。

12 補助対象経費全般にわたる留意事項

（1）以下の経費は、補助対象になりません。

- ・収入印紙
- ・振込手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料

- ・消費税
 - ・上記の特殊な車両の購入時におけるリサイクル預託金、登録・諸費用（非課税のもの）、車検費用、自動車等車両の修理費
 - ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- (2) 補助対象となる機器は、令和9年2月19日までに納品及び支払いが完了し、実績報告書が提出できる機器に限ります。
- (3) 本事業における契約（発注）先を決めるに当たっては、必ず2者以上の見積りを取得し、その中で最低価格を提示した者を選定してください。最低価格を提示した者を選定していない場合は、その選定理由を明らかにした理由書（任意様式）と価格の妥当性を示す書類を整備してください。市場価格とかい離している場合は、補助対象経費と認められませんので注意してください。
- (4) 補助金申請書に記載する申請額の積算には、消費税等は補助対象経費から除外して積算してください。
- (5) 事業計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、その他本事業の目的や事業計画に対して不適当と考えられる経費が見込まれているときは、事務局から補助対象経費の見直し等を求める場合がありますのでご承知おきください。

1.3 補助事業者の義務

この事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合、交付決定の日から20日を過ぎて補助事業を廃止する場合には、代表理事会長の承認を受けること、又は本事業を他に承継させようとする場合には、事前に代表理事会長に承認を得なければなりません。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付要綱で定める事業期限のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業で導入した設備・機械については、「令和7年度 佐賀県物価高騰対策林業機械等導入支援事業費補助金」と見やすい箇所に標示しなければいけません。
- (4) 取得財産のうち、単価50万円（税抜）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前に連合会の承認を受けなければなりません。
- (5) 財産処分する場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。
- (6) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。
- (7) 本事業の実施にあたっては、収支を記載した帳簿を備えるなど、事業の収支を管理し、補助対象経費を明確にして、経費の証拠書類（見積書、納品書、請求書、支払いを証明する書類等）を整備しなければなりません。

- (8) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (9) 本事業の進捗状況等の確認のため、連合会が実地検査に入ることがあります。また、本事業完了後、佐賀県監査委員会や連合会が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません。
- (10) 本事業において知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。
- (11) 補助金の支払いについては、本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いもしくは納品完了後、補助金額が未確定の状態で行う概算払いとなります。
- (12) 本事業終了後の補助金額の確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象となりません。
- (13) 補助事業者が補助事業の実施により事業期間内に相当の収益が生じたと認められたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を連合会に納付させる場合があります。

1.4 事業計画作成にあたっての留意点

事業計画の作成に当たっては、審査項目を熟読されて作成してください。

- ・補助事業に取り組む効果については、この事業に取り組むことでどのように生産拡大、生産性向上を図られるか等について要点を絞って簡潔に記載してください。
- ・事業担当者（事業計画に関する連絡担当者）は、申請内容や添付資料等について理解していただくとともに、連合会からの問い合わせに対応できるようにしてください。

1.5 審査基準

提出された申請書類について、公正な審議を行い、優先順位を付して予算の範囲内において採択を決定する。

項目	内容
(1) 補助対象事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> ①応募事業者は補助対象者か。 ②「補助対象事業の要件」を満たしているか。 ③補助事業計画書における記述は妥当か。 ④その他必要事項
(2) 事業実施の必要性等	<ul style="list-style-type: none"> ①事業実施の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・応募者の現状及び課題の把握が的確であること。 ・現状及び課題に対して本事業実施の必要性があること。 ②事業計画の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画が現状の課題を解決するために妥当なものであること。 ③事業計画の実現可能性 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画の実現のために必要な体制が構築されていること。 ・本事業計画の実現のために必要な予算が予定されていること。 ④事業実施の効果

	<ul style="list-style-type: none">・事業実施により見込まれる効果が十分であること。 <p>⑤ 本補助金の目的への適合性</p> <ul style="list-style-type: none">・事業の実施により県産木材又は特用林産物の生産拡大、生産性向上につながることを。
--	---